

議案第 7 5 号

海老名市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の制定について

海老名市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例を別紙のとおり定める。

平成 2 6 年 1 1 月 2 8 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、地域包括支援センターの職員等に関する基準を定めるため

海老名市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第4項の規定に基づき、地域包括支援センター（同条第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）の設置者が、同項に規定する包括的支援事業を実施するために必要な基準を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 地域包括支援センターの設置者は、次条第1項に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、介護保険の被保険者が心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

2 地域包括支援センターの設置者は、海老名市介護保険運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。

(職員に係る基準及び当該職員の員数)

第3条 1の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。

(1) 保健師その他これに準ずる者 1人

(2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人

(3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）

その他これに準ずる者 1人

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、地域包括支援

センターの人員の配置基準は、別表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

(1) 第1号被保険者の数がおおむね3,000人未満の場合

(2) 地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に1の地域包括支援センターを設置することが必要であると海老名市介護保険運営協議会において認められた場合

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(海老名市介護保険運営協議会条例の一部改正)

2 海老名市介護保険運営協議会条例（平成12年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

(5) 地域包括支援センターの設置、運営等に関する事項

別表（第3条関係）

担当する区域における 第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	第3条第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上 2,000人未満	第3条第1項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上 3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第3条第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の前項同項第2号又は同項第3号に掲げる者のいずれか1人